

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局＞

開催日時 平成29年9月27日（水） 10:02～12:27

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

小泉 米造 委員長

清水 勉 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

田中 惟允 委員

田尻 匠 委員

太田 敦 委員

山本 進章 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 1名

西川 均 委員

出席理事者 村井 副知事

辻本 総務部長

中 危機管理監

金剛 まちづくり推進局長

ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事 議第60号 平成29年度奈良県一般会計補正予算（第1号）

＜会議の経過＞

○小泉委員長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日、田中委員と西川委員は、おくれるとの連絡を受けています。

理事者においては、山田県土マネジメント部長が欠席されるということですので、ご了承をお願いします。

それでは、日程に従いまして、歳入、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を行いたいと思います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて、質疑等があれば発言をお願いします。

なお、理事者の皆さんには、委員の質疑等に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、発言をお願いします。

○太田委員 数点質問します。

まず総務部にです。この間、私が何度か取り上げていますが、今月12日に大雨が県内を襲いました。私もそのさなかにいまして、午前7時ごろから天候が急に不安定となり、大雨が降ったと。気象庁によりますと、大和高田市内では1時間に100ミリメートルを超える雨が観測されたということで、ふだん水害の起こらないところでも冠水が起こったり、床上浸水も数件確認されたということです。

このときはちょうどラッシュの時間で、近鉄やJRも運転見合わせとなり、それに伴って、電車が線路に出ていたために遮断機が上がらず、市内各地で大渋滞が発生しました。ある方は、大和高田市内でいいますと、大体4キロメートル四方ですので10分や15分あれば行けるところが車で1時間半かかったり、ポンプ車や土のうを運ぶ車が移動できないなどのさまざまな課題が明らかになりました。私も日ごろ洪水ハザードマップなどを見ながら、水害が起こったときにどこに避難すればいいのかを考えながら過ごしていたところですけども、実際に線路が遮断されてしまうと、私たちが指定されている目的地には着けない、市役所にも行くことができないなどいろいろな想定外の問題が起きました。

今回この自然災害では、死亡事故や重傷など、ある程度大変な状況になるという情報を収集して研究し、それを県民の皆さんにお伝えすると、さきの本会議での質問にも答弁がありましたけれども、その前段に当たりますヒヤリ・ハット体験といえますか、軽傷といった問題だったり、けがまで至らないような体験は、これからの防災を考えていくに当たって、やはり収集し、また、知らせていくと。例えば鉄道がとまってしまうと向こうに渡れないということを県民の皆さんが知っていれば、避難場所など機転をきかせて、いや、こうではだめだと考えることができるかと思うのですけれども、その点、県としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

○辻知事公室次長（防災統括室長事務取扱） 重大災害に至らない事例についてのお尋ねです。

災害による被害には、原因を究明することにより、その後の災害対策の教訓となるものが多いと思われまます。こうしたこともあり、県では、昨年4月の熊本地震、8月に発生し

た台風10号による水害では、耐震性の向上や要配慮者対策の推進などについて具体的な対策を盛り込みながら地域防災計画の見直しを進めているところです。また、国においても、避難勧告等に関するガイドラインがあり、それを踏まえて大和川流域の市町村の避難勧告等の発令基準の見直しを行っているところです。このほか、台風接近などのときには県で警戒本部を立て、市町村、消防、警察とも連携しながら死亡事故や重傷などの災害情報の収集に努めて、得られた情報については市町村とも共有を図っています。

しかし、今指摘のありましたヒヤリ・ハット事例については、直接的な被害を受けていないことから市町村等から報告がなされにくい状況にあり、その実態を把握することが困難な状況となっていますが、今後、市町村や消防などを通じて、ヒヤリ・ハット事例の把握にも努めながら自然災害の未然防止につなげたいと考えています。

○太田委員 さきの本会議での答弁でも、住民の生死を分けるに至った要因が具体的に何かなどについても研究を進めたいということでした。一方で、先ほど申し上げたヒヤリ・ハット体験は、一般的な話というよりも、自分たちの地域の話です。そうなりますと、市町村にも責任が及んでくるのかと思うのですが、地の利をイメージしながら気をつけなければならないことなど、そういったことも情報提供できるかと思しますので、ぜひ努めていただきたいと思います。

実際に、ヒヤリ・ハット体験を自然災害時において情報収集をされているところもあり、例えば大雨による道路冠水で側溝の位置がわからずに転落をしかけたと。実際に、さきの大雨においても、私が見ただけでも2台の車が側溝に落ちているのを確認しましたし、こういったことは自然災害においては珍しくないことではないかと思えます。ただ、そういったことがなかなか教訓化されないということもありますので、ぜひその点は、取り組みを進めていただきたいと思っています。

続きまして、同じさきの大雨によるアンダーパスの問題についてお伺いします。

さきの8月の初度委員会において、その前段に台風5号の中で、私自身も大雨の中、車を運転していてアンダーパスに水がついてしまっているところをなかなかとまることができずに突っ込んでしまったという体験も示しながら、こういったところでの安全対策が必要ではないかと質問しました。県からは、10カ所全てで監視センサーと冠水警報掲示板を設置しているということと、場合によれば土木事務所の職員が駆けつけるなどの対応で、本来物理的にそれをせきとめる手だてが必要ではないかと質問したのですが、その時点では大丈夫だという答弁でした。ところが、実際にご承知のように、アンダーパスに車が数

台突っ込んでしまっただけで水没をするという状況が起こり、改めて県として、この状況をどう捉え、どう改善しようかとされているのかについてお伺いします。

○津風呂道路管理課長 9月12日のアンダーパスの冠水に関しての対策の質問です。

せんだっての建設委員会でも、アンダーパスに物理的に進入できないような、自動閉鎖できる設備はどうだろうかという提案があったところです。これについては、確認したところ、他府県で幾つか事例がありました。その概要ですが、アンダーパス部に冠水して通行できなくなると、自動または土木事務所からの遠隔操作によりエアで伸縮する遮断機により道路を遮断するもので、物理的かつ即応的に冠水時の車両進入を防止できるというメリットがあると認識しています。一方、道路を自動的や土木事務所からの遠隔操作といった形で遮断することで、動作時に車両が接触するのではないかと。そのことで通行車両の十分な安全が確保できるのかという課題も指摘されています。そういう意味で、この設備については、もう少し研究を進めていきたいと考えています。

アンダーパスの冠水時に車の進入を防ぐという対策については、冠水をドライバーに周知することが重要であると考えています。その中で速やかに着手できるものとして、日常時から通行する皆様にアンダーパスの位置を把握して車両浸水の危険を理解していただくために、看板による注意喚起や冠水の範囲、深さを路面や側壁にカラー色などで表示すること、冠水時においても危険状態の認知性、要するに気づいていただく、視界が悪い中で気づいていただくことの効果を上げるために、回転灯の増設等が考えられると思っています。今後こういったアンダーパスの安全対策の強化についても並行して検討したいと考えています。以上です。

○太田委員 今回水没したアンダーパスですけれども、その中には、ポンプが作動しなかったという事例も聞いていますが、実際にアンダーパスでポンプが作動しなかったところがあったのか、また、その原因は何なのかについてもお尋ねします。

○津風呂道路管理課長 今回、大和高田市内のアンダーパス3カ所が冠水して、そのうちの1カ所、大和高田市駅のアンダーパスにおいてポンプが作動しなかったことを確認しています。その原因ですが、激しい雨が降ったことにより道路上の異物が侵入し、水位センサーにその異物がひっかかった状態となっていました。そういった中で、水位センサーが機能せず、ポンプが動かなかったということです。その後、異物を取り除くことでポンプは正常に動いたわけですが、いずれにしても、異物がひっかかることもありますので、スクリーンの編み目の調整やセンサーを複数化して、そういった支障が生じたときに代替機

能が確保できることも含めて検討したいと考えています。以上です。

○太田委員 たとえポンプが作動していたとしても、あの雨量でしたらなかなか厳しいかと思うのですけれども、どちらにしても、あの災害時で故障はあってはならないと思いますので、ぜひその点の改善は進めていただきたいと思います。

それから、アンダーパスに入る手前で注意喚起を行うということですが、現在、例えば近鉄大和高田駅の高架下ですが、北から、ちょうど高田警察署から駅の高架の下へ向かう際に、確かに監視センサーと冠水警報掲示板は設置されており、私も確認していますが、車で走っていたら、あれを確認した時点で、もうどこにもよけようがないといえますか、回避する場所がないのです。注意喚起は、やはり回避することのできる道路の手前でやらないと、進んだ車はそこでとまるのは、ドライバーの気持ち的にも物理的にもなかなか難しいと思うのです。その点の改善が必要ではないかと思えますけれども、どのようにお考えでしょうか。

○津風呂道路管理課長 大和高田市内のアンダーパス3カ所については、南北に走る道路ですので、北側、南側それぞれ1カ所ずつ標示板を設置しています。あわせてパトライトも設置しています。その位置ですが、基本的に冠水エリアから一定の余裕のあるところに設置しており、かつ、とまったときに迂回路等に回れるという観点で考えています。太田委員からのご指摘は多分大和高田駅の北側のアンダーパスの標示板だと思います。その位置が冠水箇所から約20メートル北側のところに設置していて、位置的には、その手前に市道があり、若干離れているところもあります。位置については、再度現場を確認した上で、妥当なのかどうか、改善すべきかどうかについて検討したいと考えています。

○太田委員 一つ一つの箇所、その標示板が妥当かどうか、それを見たドライバーが瞬時に判断、回避ができるような場所に設置するよう改善していただきたいと思います。私が先ほど言ったところは高田警察署もありますので、警察の協力も得ながら標示場所を変えていただいたり、例えば警察署の駐車場に一旦入るなど、その点はぜひ改善をしていただきたいと思います。

3点目、鉄道駅の無人化問題において、今回大雨で多くの方が駅の中で混乱されている、こんな話を聞きました。大和高田市内だけですけれども、近鉄築山駅は駅係員が一定の時間にならないと来られないということで、この時間はおられなかったと。浮孔駅は終日無人化ということで、いろいろ駅で聞き取りを行いますと、ほとんどアナウンスはなかったと。聞こえていた方もおられましたけれども、聞こえなかったという方もおられ、若い方

はスマートフォンなどを利用して、今、駅が、鉄道がどういう状況にあるのかを把握できたのだけれども、それができない方はずっと待っておられたり、一旦うちに帰られた方もおられました。例えば築山駅から法隆寺駅まではJRを經由するのですが2時間かかった、近鉄布施駅に行くのに本来であれば20～30分のところ2時間かかった、浮孔駅では、橿原神宮前駅まで行ったけれどもタクシーで郡山まで行った、生駒駅までは大体1時間ぐらいで行けるが3時間ぐらいかかったなど、さまざまなことを聞いています。

これまでも私は、無配置化の問題については、利用者の利便性や防犯、安全性を低下させるおそれがあるということで指摘をしていたのですけれども、この点、県としてどのように検討されているのかお伺いします。

○折原県土マネジメント部次長（兼地域交通課長事務取扱） お答えします。

鉄道事業者の経営改善の一環として、県内においても、乗降客数の少ない駅を中心に、駅係員の無配置化、配置時間の短縮が進んできており、現在、県内全125駅のうち無配置化された駅が43駅、配置時間が短縮された駅が17駅となっています。鉄道駅の駅係員の無配置化等については、鉄道事業者の判断に委ねられているものですが、太田委員からご指摘のとおり、利用者の利便性、防犯、安全性を低下させるおそれがあるということで、県としても大変危惧しているところです。このため鉄道事業者に対して、駅係員の無配置化等を行う場合には、地元地域に十分な説明を行って理解を得るとともに、要望等があれば真摯に受けとめ、検討するようお願いしています。

9月12日は、大雨の影響によってご指摘のとおり列車の運休やおくれが発生しましたので、鉄道事業者においては、無人化の影響を含めて、案内放送や情報提供ディスプレイで列車の運行情報をタイムリーに提供したと聞いています。情報提供ディスプレイについては、JR西日本では県内の無人化駅15駅全てに整備しているということですが、近鉄は、県内の無人化駅28駅全てに整備していないと聞いていますので、速やかに整備を進めていただきたいと考えています。

また、昨年3月に策定した奈良県公共交通基本計画において今後新たに検討するものとして、無人化された鉄道駅の再活性化を位置づけています。こちらに基づき検討を行っていますので、他府県の事例などを踏まえながら引き続き検討を行いたいと考えています。以上です。

○太田委員 県としても、ぜひ鉄道会社に話をしていただきたいのですけれども、例えば近鉄築山駅で聞きますと、アナウンスが聞こえた方と聞こえなかった方がおられまして、

よくよく聞いてみたら、スピーカーの真下でなければ遅延状況が把握できなかったという話も聞いています。本来は駅の無人化はよくないと思っていますが、こうした災害を一度経験したのですから今回の教訓でいろいろなことが明らかになったと思うのです。先ほど言いましたように、スピーカーで知らせる際に、ホームにおられる駅周辺の方に情報が提供できるようなシステムを検討いただけるように、また、私も引き続き聞き取りを行いながら求めていきたいと思っています。県としても、そのことを強く言っていただきたいと思います。

最後に、大和川流域の総合治水に関する条例の周知について質問します。

この条例は、今議会でもし制定されましたら、関係事業者や流域住民への周知が重要と考えます。パブリックコメントの際に活用された「大和川ジャーナル」の配布は一定の周知効果があったと思いますけれども、今後どのような手法で行われるのか。また、この条例が、同じパブリックコメントの中で少しわかりにくいという意見もあったのですが、その点をどのように対応されるのかについてお伺いします。

○入口河川課長 大和川流域における総合治水の推進に関する条例の周知についての質問です。

条例の施行に当たっては、太田委員からご指摘のように、広く県民や業界等への周知を行うことが重要であると考えています。パブリックコメントの実施の周知に際し活用しました「大和川ジャーナル」やホームページは、これからの周知についても再度活用したいと考えています。また、新たにポスター、チラシ、パンフレット等により効果的な周知を心がけたいと思います。これらを作成する資料などについては、できるだけわかりやすい表現、難しい言葉を避けてわかりやすい資料にしたいと考えています。問い合わせに対しては丁寧な対応を行い、流域に係る関係者の皆様に対して、条例の目的、内容についてご理解、ご協力が得られるよう努めていきたいと考えています。以上です。

○太田委員 今回の条例を、皆さんそれぞれが自分の問題として捉えていただき、公共事業も当然ですけれども、民間事業や住民の活動が効果的にこの条例に基づいて波及し合っ
て治水効果を最大限発揮する仕組みをどうつくっていくかが、今後条例ができた後、できて、はい、おしまいということではなくて、それをどう具体化していくかが大事になってくるかと思えます。その際に、住民の皆さんの中に条例の中身が少しでも浸透して、対策が一步でも進めばと思っているところですので、ぜひわかりやすい表現をとということと、この「大和川ジャーナル」は、今回水害でいろいろな方に話を聞いて、行政に対するおし

かりもいろいろ受けたのですけれども、一方で、このジャーナルを配っていることによって、県としても取り組んでいるということを一定理解をしてもらえるツールになっていると思っ

ているところ

です。そういう点では、県民の皆さんにつなぐ大事な冊子になっていると思いますので、配布に関しても、今後も引き続き多くの皆さんに読んでいただけるようお願いしたいと思います。以上です。

○山中委員 それでは、県土マネジメント部に2点お伺いします。

まず1つは、作成が平成27年9月で、できてから少し時間がたっているのですが、奈良県の大規模盛土造成地マップについてお聞きします。

皆さんも既にご存じのように、平成7年の阪神・淡路大震災、また、平成16年の新潟県の中越地震、これらにおいて大規模な盛り土によって造成された人工地盤が滑動崩落を起こして災害が多発したという事例がありました。このことを受け平成18年に国においては、地震時の宅地の安全性を確保するために宅地造成等規制法が改正をされたと記憶をしています。また、宅地造成等規制法の改正にあわせて、大規模盛り土造成地を把握するための調査、また、滑動崩落を防止するために必要な工事を支援するという

ことで、宅地耐震化推進事業が創設されたとも聞いています。そこで、宅地耐震化推進事業の内容と、発行した大規模盛土造成地マップの策定の目的についてお聞きします。

○松本建築課長 大規模盛土造成地マップ、造成地とその対策工事等のマップの公表についての質問です。国土交通省が各都道府県に対して、盛り土をされた宅地の安全性を確保するために、その把握と公表を求めています。奈良県では、それを受けて、第1次調査として、宅地造成等規制法を所管している奈良市の市域を除く県全体で561カ所の大規模盛り土造成地の存在が判明しています。お尋ねの大規模盛土造成地マップは、調査の結果として、平成27年9月14日に建設委員会で報告後、公表をしており、市町村、各土木事務所、県建築課でリーフレットを配布しています。県建築課のホームページにおいても公表しているところ

です。

マップを公表した目的は、大規模盛り土造成地の存在について県民の理解を深め、身近な擁壁を点検するなど、県民の防災意識の向上につなげることにあります。また、このマップは、旧地形図と現況地形図を重ね合わせて機械的に大規模盛り土造成地を抽出したものであることから、マップに示された大規模盛り土造成地が必ずしも危険というものではありません。

続いて、滑動崩落防止工事ですが、具体的には、くいを打つ工事や地下水を抜く工事

しくはこれらを合わせて行う滑動崩落による宅地地盤の被害を防止する工事であり、工法としては、排水工、アンカー工、くい工、地盤改良工、擁壁工などがあります。工事の補助制度については、国では宅地耐震化推進事業の補助制度がありまして、まず、宅地造成工事規制区域内で一定の勧告を受けた場合や、造成宅地区域の指定を受けた場合に行う大規模盛り土造成地の滑動崩落防止工事について補助制度はあります。事業主体は、地方公共団体や宅地所有者となります。負担割合は、国が4分の1、平成28年度までにマップの公表の要件を満たすものについては、国が3分の1までかさ上げする制度があります。以上です。

○山中委員 これは奈良土木事務所所管の分ですので、県下全体がわからないわけですが、全体では県内で561カ所が第1次調査で上がったということです。もちろんだからといってすぐに危険ではないとのことですが、さらにこの推進事業の中では2次調査を含めてやっていくという方向性も示されていますが、今後の取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○松本建築課長 今後の2次調査の取り組みについてです。今後、調査を進めていく中で、各市町村と協議しながらしっかりと検討していきたいと考えています。

○山中委員 協議をして進めていただけるということですが、全戸配布された単純な防災マップと違い、本当に必要な方が土木事務所へ行ったときに手にされるなど、県の公共施設で目にされる部分だと思いますが、これを見て、情報量が少ないと皆さんある意味で急に危機感だけをあおられるということにもなりかねません。そういう意味では、県民の皆さんへの丁寧な説明は大変重要かと思いますが、こういった点についてはしっかりとやっていただきたいと思います。先ほどの答弁でおっしゃったように、防災意識を高める、そして災害を少しでも未然にまた減災をするという観点からも、重要なマップであろうかと思いますが、ぜひそういう観点での周知をお願いしたいと思います。

次に、2点目ですが、自転車の利用促進についてお聞かせをいただきたいと思います。

もう皆さんもご存じのように、近年自転車に乗って、地形、自然、景観を楽しむ自転車観光が盛んになってきまして、しまなみ海道、琵琶湖一周をはじめ自転車による観光地域づくり、サイクルツーリズムなど、こうした組み合わせによる取り組みを進めている地域が大変ふえてきています。この背景には、健康志向やエコ意識の高まりによって自転車人口が年々増加をしてきており、特にロードバイク、クロスバイクといったスポーツ自転車に乗るサイクリストの増加も大変多くなっていると。そうしたことが先ほど申しましたサ

イクルツーリズムの人気を高めているという部分に寄与していると思います。

そうした中でも、特にと言われるところは、全長約70キロメートルの瀬戸内のしまなみ海道はサイクリストの聖地とよく言われています。日本で初めて海峡を横断する自転車道として平成18年に開通し、何と、平成27年度は年間のレンタサイクル利用者数が約14万人に上り、5年前と比べると2.8倍に増加し、利用者がふえているということです。もちろん本県においても、古都奈良を自転車で楽しんでいただこうと観光振興、地域活性化の取り組みをされていまして、サイクリングコースが多数整備をされ、サイクリストからも人気が少しずつ高まっている状況かと思えます。

そうした中でも、特に奈良まほろばサイクリングで31のルートが紹介されています。奈良公園から橿原神宮を走るコースは、古道、上ツ道、これに沿っていにしへの面影が残る町並みを楽しめたり、天理から三輪にかけての高台を走る大和まほろばの景観が一望できることも紹介されているサイクリングコースかと思えます。そこでお聞きをしますが、観光振興や地域の活性化に期待されるサイクルツーリズムですけれども、奈良県内の自転車道路の整備状況、サイクリストへの情報提供などハード、ソフト面での利用促進について、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○大庭道路環境課長 自転車の利用促進に向けたハード、ソフトの取り組みについてお答えします。

自転車の利用促進に向けた取り組みは、観光振興、地域の活性化などの観点から大変重要な施策と考えています。このため県では、平成22年に奈良県自転車利用促進計画を策定し、ソフトとハード面から自転車利用の促進に取り組んできました。まずハード施策として、延長約600キロメートルの広域自転車利用ネットワークを設定し、案内誘導や注意喚起のサインを設置してきました。

次に、ソフト施策ですが、屋内での自転車の保管などが可能な宿泊施設をサイクリストにやさしい宿として県内55カ所で認定するとともに、サイクリングマップの作成などに取り組んでいます。さらに、自転車利用を拡大する新たな取り組みとして、今年度、電車や路線バスに自転車と一緒に乗ることができるサイクルトレインやサイクルバスの社会実験を実施する予定です。また、広域的な周遊観光を促進するため、京都府の嵐山から和歌山港に至る総延長約180キロメートルを京奈和自転車道として整備を進めています。このうち県内の延長約75キロメートルにおいて2020年を目標に利用者が安心して走行できるルートの環境整備を進めたいと考えています。以上です。

○山中委員 冒頭、非常に重要な政策と言っただき、またハード、ソフト面それぞれで進めていただいています。こちらにいただいている資料で、全長180キロメートルの間、奈良県内は約75キロメートルと先ほどおっしゃっていただきましたが、まだこの間が残念ながら一本化されていない。それを今後2020年にかけてしっかりと整備をしていくとお聞きをしました。

一旦整備をされて、180キロメートルがつながって京都から和歌山港まで行くことのできるルートが完成しますと、これは大変観光利用、各地域、地域の活性化にもつながる部分で、非常に重要だという認識は持っています。けれども、これはとりあえず2020年に75キロメートルを整備してつなげるということで、快適な走行性、安全性は一定の確保はされると思いますが、こういったことがこれからまだまだ深掘りをしてもらわないと、整備を図っていかないといけない点かと思っています。そういう意味では、冒頭に重要な政策という位置づけをしていただきましたので、これからはしっかりと取り組んでいただきたいと思っています。

ハード、ソフトそれぞれ整備はしていただいていますけれども、もう少し観光にこの自転車道を、まして京奈和自転車道という非常に長いルートをどう位置づけていくのか、県の活性化、京都府、奈良県、和歌山県にわたるその辺の観光の大きな戦略にもなろうかと思っていますので、この点については、知事にもお聞かせをいただけたらと思います。いずれにしても、2020年、もうそう時間もありません。予算計上もされているようですので、そういうことも含めて進めていただくことを要望しておきます。

もう1点、まちづくり推進局になると思いますが、奈良公園のトイレの洋式化についてお聞かせいただきたいと思っています。

近年、奈良公園を訪れる外国人観光客が年々ふえてきています。一方で、私のところにも、奈良公園のトイレ環境の悪化が大変目立つということで連絡があります。その主な要因としては、新聞にも掲載されていましたが、外国人観光客が使い方を知らない和式トイレの汚れが大変目立つということがあったり、施設そのものの老朽化で、きれいさを確保するという意味では免れないところかと思っています。そこで、トイレをきれいに使っていただくための取り組みと今後の改善の方向性についてお聞かせをいただけたらと思います。

○上平奈良公園室長 奈良公園におけるトイレの汚れについては、山中委員がお述べのとおり外国人観光客の増加に伴い、外国人が使い方を知らないことが原因の一つと考えられています。そのためトイレをきれいに使っていただく取り組みとして、平成27年10月

にトイレの正しい使い方をイラストで示したり、張り紙を掲示して外国人観光客に周知してきました。

具体的な内容としては、和式トイレは後ろ向きに座ってはだめ、使ったトイレットペーパーはごみ箱ではなく便器に捨てる、最後は流すなどを、イラストで示しています。さらに、ことし1月からは、最も利用者が多く汚れの著しい大仏殿前の駐車場トイレについては、清掃員を専属で配置しました。次に、汚れの多い登大路園地、五十二段北トイレについては、清掃頻度を2倍にするなどの対策を行っています。ほかにもトイレの状況を職員が毎日巡回して確認もしています。以上が取り組み状況です。

○山中委員 すごい意気込みで、ありがとうございます。

トイレの清掃の頻度を上げる、専属で掃除をしていただく方もふやしているということで、そうした効果も一定聞いています。ただ、そうはいうものの、やはり和式はなかなか使いなれないこともあって、私たち日本人でも和式よりもやはり洋式ということもあろうかと思えます。そうしたことも含めて、今後、トイレの修繕、環境改善を含めてどういう方向で、どのくらいの期間で進めていこうとされているのか、具体的な話をお聞かせいただきたいと思えます。

○上平奈良公園室長 今後のトイレの取り組みについてお答えします。

トイレの洋式化について、近年は各家庭でトイレの洋式化も進み、アンケートでも自宅以外でトイレをするのは、75%の方が洋式を使うという結果も出ています。また、洋式トイレは、トイレの汚れの改善にもつながるため、来訪者に快適にトイレを利用していただくためにも洋式化に取り組むこととしました。奈良公園の平たん部には14カ所のトイレがありますけれども、洋式化率は約4割弱にとどまっています。このため今年度から先ほど申しました大仏殿前駐車場、登大路園地、五十二段北から順に洋式化に着手する予定です。今年度は、一番汚れの著しい大仏殿前の駐車場トイレの洋式化の設計と工事を行います。また、登大路園地や五十二段北のトイレについては、ことし設計を実施します。最終的には、東京オリンピック・パラリンピックの平成31年度までにトイレの洋式化を順次行い、平成29年、平成30年、平成31年の3カ年で洋式化率を現在の4割から整備目標である8割まで上昇させたいと考えています。以上です。

○山中委員 現在4割程度で、それを3カ年で8割まで引き上げるということですので、まさにおもてなしという部分では大変重要な項目だと思います。ぜひしっかりと進めていただきたいと思えます。

それと、もう1点、質問ではないのですが、私ども地元の非常に近くに都市計画街路、西九条佐保線が急ピッチで設計をされて、地元にも説明等が入っているかと思えます。大きなルート選定、概略というか、基本的な設計が今示されている段階かと思えます。生活道路等のアプローチをどういう形でかけていこうかなどという今の基本的な設計にはあらわれていないところも含めて、地元には今、説明が入っているかと思えます。そういう部分で、大字の自治会長を含めて役員にはもちろん説明いただいていると思えますけれども、個々の直接の地権者等にもより細かな説明をしていただいて、現場が少しでもスムーズに、地元の皆さんの協力が得られる対策を、取り組みをしていただくことを要望して、質問を終わります。

○山本委員 私からは、県営住宅についてと、権限移譲やパスポートの委託についての2点を質問したいと思えますが、まずは県営住宅について幾つか質問します。

通告の項目には入っていないのですが、今は住まいまちづくり課で県営住宅の指定管理をされていると思うのですが、東急コミュニティーや近鉄住宅管理ということで、そのほかにも指定管理があれば教えていただきたいのですが、指定管理先への権限移譲についてちょっとした改修などはどの金額まで与えているのか、また、それ以外にもどのようなものを指定管理先に権限を与えているのか、まずはお聞かせ願います。

○塚田住まいまちづくり課長 県営住宅の指定管理者の業務内容についてご質問いただきました。

昨年度までは、東急コミュニティーと近鉄住宅管理の2社に指定管理の業務を委託していましたが、本年度から東急コミュニティーに委託しています。近鉄住宅管理は、選定の中で東急コミュニティーと比べたのですが東急コミュニティーでとなったので、現在、東急コミュニティーに委託をしています。

指定管理者の業務は、修繕系に関しては、退去した後の修繕、例えば畳の様子がえや壁紙の張りかえなど次の方に入っていただくための修繕、それから先日も台風が来ましたが、台風を受けて雨漏りをしたといった緊急修繕について実施をお願いしています。金額については、今、手元にありませんので、必要であれば後日お答えしたいと思います。

そのほかにも、入居者の新たな募集や入居者の家賃の書類を取りまとめていただいたり、自治会の要望に応じて、自治会ではできない高所の草刈り等の対応等をしていただいています。以上です。

○山本委員 今の答弁の中で指定管理は東急コミュニティーだけだということでしたが、

聞き逃していたらもう一度お願いしたいのですけれども、近鉄住宅管理が外れたのは、自主的に外れたのか、東急コミュニティーだけの随意契約に県側が指定をしたのかを再度お聞きしたいと思います。修繕金額は後ほど教えていただきたいと思います。

それと、先ほど自治会からの要望事項があると答弁にありましたが、私の地元でしたら坊城、櫃原、川西、白櫃と、県営住宅でいろいろな自治会が組織されており、そこからいろいろな要望が上がっていると思いますが、住まいまちづくり課として取りまとめておられて、その取りまとめた資料などがあるのかどうか、東急コミュニティーで取りまとめて全部要望事項を聞いているのか、その点の管理はどうなっていますか。

○塚田住まいまちづくり課長 2つ質問をいただきました。まず1つ目の指定管理者の近鉄住宅管理が外れて東急コミュニティーになった経緯についてご説明します。

近鉄住宅管理に対して、昨年度まで5年間維持管理を指定管理者として委託していました。ちょうど昨年度で期間が終了したので、県営住宅指定管理者選定委員会をつくって、次の指定管理者の選定を行いました。昨年度募集をかけたところ、東急コミュニティーと近鉄住宅管理の2社の応募があり、委員会でヒアリング等を実施した結果、総合的に東急コミュニティーのほうがすぐれているということで、今年度から指定がえを行ったところ です。

2つ目は、自治会からの要望事項についてどのように把握しているかという質問です。

要望もそれぞれですけれども、まず指定管理者に話を持っていかれることが非常に多い ですので、そういった場合は、指定管理者でまず把握をしてすぐ対応できることは対応し、 いずれにしろ苦情として上がってきたものについては、全てまとめていただいて、月に1 回、住まいまちづくり課と指定管理者で実施している指定管理者会議で、ほかのもろもろ のものと一緒に指定管理者から報告があります。物によっては自治会から直接住まいまち づくり課を通じて要望等があり、そちらについては、話を聞いて、順次取り組み可能なこ と、要望事項として確かに対応すべきだというものに関しては、こちらで対応を進めてい ます。以上です。

○山本委員 東急コミュニティーの関係で審査会等があったことはわかりました。東急コ ミュニティー、近鉄住宅管理以外で、指定管理者を募集しても来ないのだろうと思うので すけれども、それ以外のものはないのかどうか、もう一度聞かせてください。

それと、要望事項で、把握の仕方ですが、細かいのを全部と言えればわかりにくいし、今 それを提出してほしいといっても、県内全体となれば莫大になってくると思います。先ほ

どの修繕費の金額は、どこまで権限を与えているのかは後で教えてもらいますが、それなりの予算の必要なもの、例えば100万円、何十万円というのは、地元の自治会が指定管理者に要望しても、かなりの金額となると。指定管理者では決定できないと、県にやはりお伺いを立てないといけない部分があると思うのですが、自治会としては、いくら以上いくらまでなどはよくわからないわけで、自治会としては要望をとにかくしたいと。例えば1棟の塗装を皆やり直ししてほしい、階段の手すりが壊れてかけている、電球が全部つなくなっている、電球の種類を変えたいなど、いろいろとそういう部分でそれなりの金額、何十万円ということはないので、その辺の境目が100万円なのか、50万円なのかはわからないけれども、それ以上のものの要望がどれだけあるのか。それ以下の要望といえは1万円から、5万円からといったら物すごい数だと思うので、それは結構ですので、修繕費の権限移譲の要望がどのくらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

次に、その中で、今年度、県が進めている主な県営住宅の改修、改築の中で全体の進捗はどうなのか、大規模改修はどここの団地か教えてください。

○塚田住まいまちづくり課長 県営住宅全体の新築、修繕をどこの団地について行う予定かという質問です。

まず、建てかえについては、現在、桜井市の県営住宅桜井団地について進めています。また、天理団地についても、PFI事業の導入が可能かを現在検討しており、今後、本格的に建てかえを行うかを検討していくこととなります。そのほか、修繕については、例えば坊城団地、売間団地、櫃原団地といったところで改修工事や改修の設計を今年度取り組みを行っています。以上です。

○山本委員 幾つか教えていただきましたけれども、その中で、私の地元の櫃原地区で今坊城団地と櫃原団地とおっしゃった。ほかはなかったですね。2つの団地の取り組み内容を具体的に教えてもらえますか。

○塚田住まいまちづくり課長 坊城団地と櫃原団地の取り組みについて質問がありました。

坊城団地、櫃原団地の屋上防水の修繕、外壁の修繕について、今年度、いずれも設計や工事を行っています。どちらも大規模な団地ですので、複数の棟をまとめて何年かにわたって行うという工事になっています。また、坊城団地については、集会所の整備を予定しています。今年度設計を行い、来年度、新しい集会所の建てかえ工事を行う予定です。以上です。

○山本委員 坊城団地と櫃原団地の屋上防水は先ほど言った修繕よりも多くなると思いま

すし、何年かかけてやられるということなので、後日、計画などの詳細を教えてくださいるようにお願いします。

それと、その後でおっしゃった集会所の整備計画は私も聞いているのですけれども、今年度、来年度にかけて集会所の設計、基本設計や実施設計、仮設の集会所を移転するという点の詳細についてどのようになっているか、教えてください。

○塚田住まいまちづくり課長 県営住宅坊城団地の集会所の整備の進め方、計画についてご質問をいただきました。

整備の進め方については、県営住宅の中に一般的な普通の住戸があるのですけれども、空き住戸を仮集会所として整備して仮移転していただいた後、現在ある集会所の建てかえを行います。全体の整備スケジュールについては、現在、仮集会所の設計が完了したところで、今後、3月末までに仮集会所の改修工事を完了する予定です。また、新しい集会所の基本設計及び実施設計についても今年度3月末までに完了する予定で、来年度へ向けて集会所の整備の早期完成を目指します。以上です。

○山本委員 集会所については、そもそも、発端は集会所の建てかえということでありましてけれども、地域の集会所、県営住宅の集会所の建てかえは初のケースで、県としてのモデルケースになっていると聞いていますが、この出発点について、塚田住まいまちづくり課長は4月からですけれども、どのように聞いておられますか。

○塚田住まいまちづくり課長 坊城団地の集会所の事業に着手することになった経緯について質問がありました。

山本委員がお述べのとおり私は4月から赴任したのですが、聞いているのは、昨年度、坊城団地の自治会長及び地元の檀原市から集会所が非常に老朽化しているので、建てかえをしたいと。建てかえを行って、県営住宅の坊城団地の住民だけの集会所として使うのではなく、要するに周辺住民にも利用していただいて地域コミュニティーの拠点として使いたいという要望がありましたので、住まいまちづくり課として検討して予算要求を行い、今年度から着手したと聞いています。以上です。

○山本委員 県営住宅で初めての建てかえの集会所と。先ほど言った修繕費やいろいろな部分で各県営住宅の自治会としては、ほかの県営住宅もそうですけれども、集会所が老朽化している、狭い、高齢化しているからバリアフリーだとか、いろいろな面で今の集会所が使いにくいのが各県営住宅の自治会の現状だと思うのです。檀原市のほかのところの要望も聞いています。やはり莫大な建築費などの面で一自治会のためになかなか予算がつか

ないのが現状ですし、それを無理につけてくれと言うのも無理があるということで、各自治会は遠慮もしています。

そのような中で、今回モデルケースとして坊城団地が檀原市からの強い要望もあり、県もどこかにそういうモデルケースとしてやっていかななくてはいけないというところで、坊城団地が選ばれたということが経緯であると思います。先ほど塚田住まいまちづくり課長が言われたように、坊城団地の一自治会のためだけの集会所ではなく、ひいては金橋地区全体、檀原市全体の中で檀原市長も含めて地元と話し合っ、地域コミュニティーの中の発信の集会所としていろいろな利用をしていこうという集会所建設モデルケースであると聞いていますし、県も、強くそのような方向で地元の会長、自治会にも伝達をしていると。

地元はやはりそういう集会所にしていきたい、また地元の集会所が自分のところだけの集会所だと言うのなら、それは無理があるというか、使い道で小ぢんまりとした集会所で済みますが、地域も地元の方も広くコミュニティーに使ってほしいし、金橋地区にも、そういう集会所にしますということを、今、その地域の会長は自治会長でもありますから、そういうことをその地域の方におっしゃっていて、その地域の方々も期待をされているのが現状です。

そういうことからいきますと、この建築は県独自で進めてもいけないし、地域の要望だけでもいけないし、檀原市が主導していてもいけない。檀原市と地元と県の三方がよしにならなくてはいけないのがこの集会所建設であり、知事も以前に新聞でも発表されています。新聞でも、この地域集会所の取り組みについて取り上げられた記事が載っており、そういうことからいきますと、この集会所は、これから基本設計、実施設計へと進んでいくと思いますが、県として、地元の集会所、自治会の集会所、檀原市の中で三方よしになるために、基本設計や実施設計の進め方をどのようにしようと思っておられるのか。今までの公共事業であれば、県が設計をして、このように建てますと通達をする、設計図を詰めたらそれでおしまい、あとは建築会社の入札ということですが、地元としては、地元の声を聞いて、金橋地区、檀原市全体の地域コミュニティーの集会所にしたい。そのためには、地元の声を訴えたいという気持ちがあるかと思うのですが、県としての受け方はどう考えておられるか、金剛まちづくり推進局長にお願いします。

○金剛まちづくり推進局長 坊城団地の集会所については、山本委員からご指摘のとおり、従来からその団地内だけではなく、地域に開かれた活動をされる拠点となった集会所でした。それはご指摘のとおりです。県では現在、先ほど塚田住まいまちづくり課長の説明に

もありました地域に開かれた県営住宅のリニューアルを一つの柱として取り組んでいます。そんな中で、先進的に進んできた坊城団地の集会所の拠点プロジェクトについては、地域に開かれた県営住宅活用のモデルケースの第1号ということで、私たちもしっかり注力をしているところです。

進め方ですが、今後の施設の活用をお互いしっかり見据えて、橿原市、地元、我々県で三者のコミュニケーションといいますか、委員からご指摘のとおり、計画の段階からコミュニケーションをとって、これから本当に使いやすい施設になるように設計を進め、次年度、工事に着手してしっかりやっていきたいと思います。

○山本委員 金剛まちづくり推進局長の答弁を聞いて、安心をしています。当初から言っていたように、地域の集会所がこの県営住宅の集会所の見本となるように、ぜひ今の金剛まちづくり推進局長の答弁どおりに進めていただきますようお願いをして、また、要望もしておきます。答弁が気に入らなかつたら知事に総括質問しようかと思っていたのですが、それでも、安心しましたのでやめます。

次に、県の事務の権限移譲とパスポートの取り扱いについて質問します。

まずは、どの程度、県から各市町村に権限移譲している件数があるのか、その重立ったものはどのようなものか、わかる範囲で教えてください。

○森本行政経営課長 市町村への権限移譲について、全体的な話がありましたので、私から回答します。

平成29年4月現在で、58法令、607事務について各市町村指定して個別に権限移譲しています。例えば主なものは、屋外広告物の取り締まりに関する事務、文化財保護法の変更許可の届出などをしており、今後も引き続き権限移譲を市町村の希望に応じて進めていきたいと考えています。以上です。

○山本委員 今、58法令、607事務ということで重立ったものを聞きましたが、全てをここでやりとりはできませんし、ここで論議をしようと思いません。後日で結構ですので、一覧表などの資料をお願いします。

次の質問で、パスポートの事務移譲についてです。現在、事務移譲ではなく県が直にパスポートを発行している事務所が奈良市と大和高田市にあります。聞きますと、これは総務警察委員会管轄で、私は総務警察委員長もしており、12月定例会に権限移譲を与えようと思ったら条例を改正しないといけないようです。橿原市が事務移譲を申請していて、それはそれでいいことですので、12月の総務警察委員会にかけたらよろしいと言ってい

たのですけれども、掘り下げて聞いてみますと、その事務移譲は、パスポートの発行権限は橿原市で、発行をしてもらうのは橿原市民だけだと。橿原市民だけのパスポートの申請に対して、事務移譲で橿原市がすると。場所はどこですかといえ、橿原市が今建設をしていて2月に開業のホテルの1階です。橿原市はレストランの問題でいろいろと市議会がやりとりしていますけれども、その中のどこかわからないが、パスポートの事務所をつくり、権限移譲を受けると。そのときにふと思ったのは、橿原市民だけなのかと。明日香村や高取町や桜井市や宇陀市、こういう南部、東部の人は橿原市を飛び越えて、大和高田市や奈良市へパスポートをとりに行くと。当然権限移譲だから仕方がないのですが、明日香村や高取町、桜井市のほうの人は橿原市に事務所ができた、ホテルの1階にパスポートの事務所があるらしいとうわさで聞いたら、当然そこへパスポートをとりに行かせてもらいたいということで行ったら、いやいや、明日香村の人はいけませんと、大和高田市へ行ってください、ここは橿原市民だけのパスポートの発行場所ですということになると。それがふと思った問題点の1点目。

そしてもう1点は、橿原市は自分の市の事務移譲でそれでいいけれども、県として、権限移譲をするときに私が思ったようなことが頭によぎらなかったのかと。広く考えたときに、北和は西大寺の近鉄百貨店のところにある。高田といえ、西和全体が、今なら京奈和自動車道から西が大体高田へ行くと。そうしたらその権限移譲をするときに、橿原市を中心とした南和、東和などの人たちのことを考えてもらえなかったのかと。橿原市は南部の中心だから、橿原市が権限移譲するときに、橿原市だけでなく南部、東部もひっくるめて受けてもらったかどうかですか、受けられるのかどうか聞きたいです。そういう権限移譲はできないのかどうかとふと思ったのですけれども、それに対する県としての考えはどうですか。

○小泉委員長 答弁の前に、先ほど山本委員から資料請求がありましたけれども、それは出していただけますか。

○森本行政経営課長 後で提出させていただきます。

○増田国際課長 旅券発給事務の権限移譲に関してですが、山本委員がお述べのとおり、現在、パスポートの発給事務については、奈良市のならファミリーの中の旅券事務所と、大和高田市のオークタウン大和高田にあります高田旅券センターの2カ所で行っています。権限移譲は、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村が事務処理することができるものでありまして、このたび橿原市から住民サービスの向上を図るために旅券発給事

務の申請受け付けと交付に係る事務の権限移譲について相談を受けていまして、現在話し合いをしているところです。

山本委員からお尋ねの檀原市以外の市町村が今後どうなるかですが、パスポートの権限移譲については、県下、檀原市からの権限移譲の申し出が初めてです。ご存じのとおり、旅券については、必要な書類として戸籍謄本、または抄本であり、必要な添付書類もありまして、市役所や役場などの住民が身近な窓口で旅券申請をしていただくことが住民サービスの向上に一番つながるものと思っています。県としては、檀原市が初めてですが、その他の市町村から権限移譲の申し出がありましたら、十分ほかの市町村とも相談したいと考えています。以上です。

○山本委員 檀原市が初めてということが確認できたわけですが、余計な取り越し苦労かわかりませんが、檀原市は、先ほど言いましたホテルの1階にレストランをつくるのが、地元商店街や、そういうところは聞かされていなかったということで、檀原市議会で紛糾をして、今、議論の真っ最中です。そのような状況の中で、事務をする場所はどこかという、レストランと同じ1階にある、どこかわからないけれども一室であると。聞きますと、市議会議員は行政からその説明を受けていないと。私が聞き及んでいるのは、いつの議会か、どの議員かもわかりませんが、質問をされたら。その質問に対して、そのような話がありますということをお答えされていると聞いています。

そういう状況の中で、真実は県からも確認をしていただきたいのですが、今言いました取り越し苦労、心配は、やはりこの権限事務移譲を県議会も総務警察委員会でそれを条例化していくと。そうなってくると、檀原市は、やはりきちんと議会にもかけて、部屋を使うに当たっては、それを大成建設か大林組かに権限移譲をしていて、レストランもそこと契約しているわけですから、事務所も、どこへ家賃を払うのかわかりませんが、家賃や備品の問題、職員もそこへ置かなくてはならないと。そういうことになってくると、やはり予算が発生してくる。予算が発生してくるということは、議会にかけなくてはならない。聞いた話ですが、議会には、お答えでは言っているけれども、きちんとした説明がされていないと聞いています。その上で、私たちが12月に条例化をすることになってくると、なぜ権限移譲したのかと県にクレームがつくことのないように、やはり県と市がしっかりとコミュニケーションを図ってやっていただきたいということが1点。

それについての檀原市とやりとりをするというお答えはいただきたいのですが、もう1点、今お話がありました檀原市が初めてで、それ以外でも権限移譲してほしいところがあ

れば、権限移譲をしていくという答弁だったと思います。それはわからないわけでもないです。橿原市が橿原市民のために権限移譲してくださいと言えば、今度は桜井市もやらせてください、宇陀市もやらせてくださいとあって、それなら明日香村や高取町はするかといえはしないです。明日香村長や高取町長に成りかわって言うのはおかしいですけども、小さい町村で予算もなく、どれだけのパスポートを申請するか、少人数のために部屋を一つこしらえて職員を一人置いて備品も置いてと、多分町村長はしないと思うのです。

ただ、桜井市や宇陀市はどうかわかりませんが、そういう事務移譲も、それはもちろん事務移譲していくという県の姿勢はありがたいことですが、それよりもここで要望しておきたいのは、今すぐにとはいかない、そういう方向もだんだん踏んでやっていただいたら結構です、やはり順序があるわけですから。橿原市のような大きなところは事務移譲してほしいという話があるとしても、ほかは中南和、東部では余りないだろうと。そうすると、ならファミリーや高田オークタウンのある、北和、西和地域は、県民に対しては充実されていると思うのです。

けれど、南部、東部地域の振興も含めてやっていく中で、橿原市には何があるかといったら、橿原総合庁舎があります。橿原総合庁舎は、私は第2の県庁舎だと思っていますし、南部、東部地域の拠点だと思っています。そういうところへ今、南部東部振興課をはじめその局が行ってくれて、また、県税事務所や土木事務所もそこへ入っていただいて、北の県庁の分庁舎みたいになりつつあると。その分庁舎をもっともっと大きくして行って南部の発展につなげていただきたい。南部、東部の振興の一番の拠点にして、そこに職員が集まって、県庁舎3,000人を1,000人ぐらい橿原総合庁舎に持っていったら絶対活性化すると。これはずっと前から県議会の質問でも言っていた北都奈良、橿原をはじめとする南都ができていくと、そう思っています。私の会派の川口議員がおっしゃられるように、地図を反対にしてみようと。南部を地図の奈良県の頭にしたら面積は3分の2ある、けれど、人口は3分の1だと。こういう状況だけでも、その中で南部をしっかりと見たときに、橿原総合庁舎が拠点になると思っています。西和と北和のパスポートセンターがあるのだったら、南部と東部のために、1つの小さい場所で済むわけですから、そこにパスポートセンターをつくっても何にもおかしくないのではないかという思いを持っています。その点においてもどのようにお考えか、お聞かせください。

○増田国際課長 まず、最初の橿原市の話ですが、新聞報道にもありますように、橿原市で新庁舎の建設に当たりいろいろ報道が出ているのは承知しています。その件について橿

原市とも相談しており、パスポートの事務については、同じ庁舎の中にある別の事務所で場所を別にして職員が直接にやる方向で考えていると聞いています。その点については、まだ市議会議員の方に浸透はしていないかも知れませんが、説明していると聞いていますので、私どもも円滑に移譲できるようにこれからも相談していきたいと思っています。

もう一つのパスポートセンターの設置については、山本委員もご存じのように、現在、大和高田市のオークタウンの中に高田旅券センターがあり、奈良旅券センターとともに、高田についてはJRも近鉄の鉄道駅にも近いところで、まず利用の利便性はかなり高く、立地条件もいいと考えています。いろいろと利用の利便性を図るために、現在夜間交付であったり、日曜日にパスポートを交付することもしており、窓口の充実を図っていますので、県民の一定の理解は定着しているものと今は考えています。以上です。

○山本委員 最後に、橿原市との相談で、今お聞きしたのは、ホテルとは違うところで業務をやるということでしたか。

○増田国際課長 ホテルは、ビルの上ということは聞いていますが、詳しいところまで聞いていません。1階に市役所の業務をする場所を設けると聞いており、新聞に出ている総合窓口をつくる予定をされています。そのところと廊下を挟んだ違う事務所でパスポート事務をやるように聞いています。以上です。

○山本委員 ということは、ホテルの中の一部ですということだから、1階の総合窓口と違うところだけれど、レストランもある、総合窓口のあるところの一室だから、やはり、今後トラブルにならないようにしっかりと打ち合わせをしていただきたいと。

そして、高田オークタウンの利便性もおっしゃられましたけれども、今、京奈和自動車道ができました。御所から京奈和自動車道がずっとできて、橿原北インターチェンジまではまだできていませんが、京奈和自動車道から西と東と言ってはなんですけれど、西はやはりオークタウンへ行かれると思うのです。私も橿原市の事務移譲の話がなかったらあまり気がつかなかったのですが、そういうのができてくるとなると、宇陀市や桜井市の方が橿原市を飛び越えて大和高田市へ行かないといけないと、吉野町、高取町、明日香村の人が橿原市にあるのに大和高田市へ行かないといけないという県民の声が聞こえてきたときに、南部、東部のために県で考えてくださいと言われたら、我々県議会議員としてもどう答えたらいいのかと。増田国際課長からも答弁できませんので、宇陀市出身の辻本総務部長に、最後に答弁だけいただいて終わりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻本総務部長 南部、東部の関係、住民の方の利便性をということで、旅券の発行につ

いては、大和高田市で今やっていますけれども、その部分を例えば移転するのか、ふやすのかは、単に住民の方の利用ということもありますけれども、やはり県としてどこにどういう経費をかけていくかということがありますので、総合的にいろいろ判断しなければならないところだと思います。

先ほど増田国際課長から答弁がありましたように、例えば夜間の交付や日曜日の交付となりますと、櫃原総合庁舎については閉庁していますので、その辺の体制は具体的には検討しなければならないところもあると思いますので、一つの検討材料にはしたいと思います。

○山本委員 よくわかりました。そういう意味であれば、このまま櫃原市議会で紛糾しなかったら、櫃原市が事務移譲をされるだろうと思います。夏ぐらいに、ほかの市町村の権限事務移譲の希望がどれだけあるのかなどの実態も踏まえて、続きは、来年夏以降にしたいと思います。

○亀田委員 通告をしていないので、わかる範囲で教えていただけたらと思います。1点質問と2点要望します。

聞きたいのは、多分管財課になると思いますが、県が所有する物件で使わなくなった建物や土地があるのかどうか、それを民間へ売却していくのは管財課が窓口なのかと思うのですけれど、それでいいのでしょうか。

○中田管財課長 管財課で行っている業務は、県で、売却していくという整理された資産について、一般競争入札などの手順を踏んで手続をしていく事務をやっています。

○亀田委員 具体的に聞きますが、使わなくなった教職員住宅や警察の官舎、学校などは、使っているときは、例えば教職員住宅なら教育委員会が管理されているという認識でいいのでしょうか。それで使わなくなった時点で管財課に移るのか、あるいは使わなくなったら、その使い道をどこかの課が担当して使い道を検討して、これは売却するとなったときに管財課に行くのか、その辺のシステムを教えてください。

○松岡ファシリティマネジメント室長 亀田委員のご質問にありました使わなくなった資産の処分の仕方、事務手続についてです。

まず、県有資産の中で今後の活用を考えたときに、将来的に使わないとなったものについては、県でほかの活用方法があるのかどうか、それがなければ地元の市町村が活用される意向があるのかどうか、それがなければ民間への売却という形で進めることとしています。

具体的におっしゃいました教職員住宅等については、基本的には、現在の社会情勢も踏まえ、利用状況等も非常に低率な状況にあることから、基本は廃止する方向で整理をしようという方針を定めています。具体の売却については、先ほど中田管財課長からも答弁がありましたように、売却についての手続は管財課で行っています。しかし、売却先が決まって相手方に引き渡すところまでの管理については、基本はそれぞれの所管課、教職員課であれば教育委員会になりますし、警察の官舎であれば警察本部になりますけれども、引き渡しまでの間、それぞれの課で管理をお願いしている状況です。以上です。

○亀田委員 そういう手順で売却をしていくということですので、使わないものはどんどん売却していくのはいいことだと思うのですが、使わなくなったものを県が再利用して使うのか、市町村が使うのか、民間に売却するのかということでしたけれども、それを決めるスケジュール感というか、スピードというか、例えば1年ぐらいかけてやるのか、2年ぐらいかけてやるのか、物件によっても違うのかもしれないのですが、何かある程度スパンは決まっているのですか。

○松岡ファシリティマネジメント室長 正直、物件ごとにスケジュールは異なります。と申しますのは、物件ごとによって、例えば境界確定が十分に進んでいないものや残されている施設の現状の整理に時間を要するなど、いろいろな事情があり、単純にこのスケジュールで画一的に進めることは困難だと思っています。以上です。

○亀田委員 なぜこういう質問をしたかという、近くにお住まいの住民の方は結構気にされているのです。入居者がいなくなったのはよくわかっておられて、この物件はどうなるのかと大分関心があるので、教職員住宅ばかり例に挙げますが誰も住んでいない物件があると、やはり不安だ、何か起こったときに誰がどうしてくれるのかという不安な声は結構聞くので、物件によっていろいろと調整しないといけないことがあるのはよくわかりましたので、できるだけ方向性を早くつけていただいて、近隣の住民の方にわかるように示していただければ、それはそれで安心されるのかと思います。

当然置いていけば置いていだけ管理しないといけないことになりまして、この前も素早く対応していただいてよかったのですが、草刈りなど、草が生えても誰も住んでいないから管理する人がいないなどという話もよく聞きますので、できるだけ早く方向性を決めて、いずれかの方法でしていただきたいです。この前も売却で、民間業者が買われて取り壊しをしていることを近隣の自治会長がご存じなかったということが実はありました。物件が建っているところの自治会長には報告があったのですが、近所の取り巻きの

自治会長にはなかったと、結構気にされて心配されている方だったので、いつの間にやら取り壊しているのではないかと、お叱りを受けたのですけれども、その辺の情報の提供ももう少し丁寧にしていただければありがたいと思いますので、それは要望にさせていただきます。橿原市内でも結構あるようですので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと2点は、私が、一般質問で質問した京奈和自動車道の橿原区間の整備についてと、国道165号畝傍駅前通り線の歩道の整備について、きょうは山田県土マネジメント部長が欠席ですけれども、嵐県土マネジメント部理事、金剛まちづくり推進局長に引き続きそこへの取り組みを充実させていただきたいということ、要望だけさせていただいて終わります。

○梶川委員 簡単に1点だけ質問します。

県が発行する通達類に契印を押したり、公印を押したりしている。こういうのは市町村では大分省略しているところがあると思いますが、県はいつまでもやっているのではないかという気がします。私も一々データをとって物を言っていないからわかりませんが、一松副知事がいろいろなところを出向してきて、奈良県のように判こをついているところはありませんということなのか、いや、もっとありますということなのか質問したかったのですが、もし、ここへ出向してきた職員で、ほかの県へ行ったら、このような判こはもうついていません、省略していますという人がいたら一言言ってもらいたいのですが、県は一応基準をつくって判こはついているのですか。随分職員の働き方について最近意見が出ていますが、判こも、省略したらどうかということで、一定の基準を持ってやっているのか、今言ったように、よその都道府県ではもうやめているということを見てきた職員がもしおられたら、手を挙げて言ってほしい。

○東総務課長 梶川委員からご指摘のように、現在、県が施行する文書に公印などを押していますが、市町村が省略しているのに県は省略できていないのではないかと、ほかの自治体と比べて省略できていないのではないかとということです。

公文書の施行については、原則として、行政文書管理規程の中で、文書を施行するときには公印を押すと。ただし、県の機関の中で送る文書や省略できる軽易なものについては省略できるとしており、できるだけ省略するようにしています。ただ、例えば国に対して出すものや、県に対して許認可の申請があって許可すると出したときに、公印がないと相手の方も不安がられますので、やはりそういうものについては押印が欠かせないということで、どうしても押しています。その中で、できるだけ省略できるものは省略をし、一方

で、押印の必要なものは、やはり押印をきちんとしていきたいと思っています。

それから、市町村と県、それからほかの自治体とのバランスですが、市町村の事務と県の事務は事務がそもそも違いますので、一概に比較がしにくいと思っています。いずれにしても、今申し上げましたように、県の中でも、今までやっていたとおりにそのままやっていくのではなくて、本当に必要なものについてきちんと施行していく心構えで頑張っていきたいと思います。以上です。

○梶川委員 その答弁で一応よしとしておきますので、絶えずそういうことは検討して、何回も言うてはいけないけれど、契印などは、契約の経緯で半分終わって判こを押しているようなものがある、あのようなものは要るのかと思うようなときがまだありますので、部局によっても多少差があるのかという気もします。私の先入観かわかりませんが、コピーだったらあつと行くけれども、判こだったら手で一つ一つこちに契印を押して、こちに今度は公印を押してという作業があるから、結局職員が遅くまで残業して書類をつくらなければいけないという事態もあるかもわかりませんので、いずれにしてもよく検討していただきますように要望しておきます。以上です。今、一言、検討しますと言ってくれますか。

○東総務課長 梶川委員がお述べのとおり、押印の必要性和、できるだけ公印など無駄な作業は省いていくという観点でこれからも検討を進めてまいりたいと思います。

○梶川委員 結構です。

○田尻委員 数点に及びますので、簡潔に質問します。

まず1点目は、平城宮跡の中を運行している近鉄奈良線の移設問題についてお伺いします。

知事の肝いり、あるいは県、市、近鉄等々を含めて移設も考えていかななくてはならない、あるいは西大寺のあかすの踏切を含めた形の中で取り組んでいかななくてはならないというところで、知事もいろいろなところで、できるだけ前向きに検討していきたいということで、具体的に知事は、自分の考えも含めてルートや駅名まで含めて考えをご披露なされているように聞き及んでいます。そこで、現況についてお伺いをしたいと思います。その中で、今日現在、県が考えておられることについて、方向性を含めてお伺いします。それから、県、市、近鉄との協議会が既に開催されたと聞いていますが、いつどのような内容で協議がスタートをされたのか、その協議の内容等を含めて、今後の取り組みについてお伺いします。

○本村地域デザイン推進課長 田尻委員から平城宮跡の中を走る近鉄線の移設問題について、現在の取り組み状況あるいはどういう協議を行っているかについて質問がありました。

近鉄線の大和西大寺駅周辺の立体化や平城宮跡からの移設に関しては、ことし4月に県と市、近鉄による協定を締結しています。それ以降、この協定に基づき三者で事務レベルでの打ち合わせを何度か実施しながら、県が行ってきたこれまでの検討経緯の共有や今後の協議の進め方のすり合わせを進めています。一方県では、昨年度も近鉄線を大宮通り付近へ移設することを一つのケースとして検討してきたところです。これは今後検討を進める上での一つのたたき台として県が検討しているものですが、先日も知事が定例の記者会見で申し上げましたが、当時、近鉄大和西大寺駅を高架化をして平城宮跡を迂回する形で大宮通りへ移設し、国道24号バイパスの西側付近から地下構造として、そのまま現在の地下線路に接続するというルートを想定したものです。また、あわせて沿線地域活性化の観点において、途中駅を新設できないかといったことも含めて検討事項としています。

今後、近鉄線を大宮通り付近へ移設する案をはじめ、その他のケースとして、過去に県が検討を行った案や鉄道ではなくて交差をする道路を立体化する案などといった対策案も含めて、三者による協議の場で一体的に検討、検証した上で比較、整理を行っていきたいと考えています。そのためにも、今後協議を進めていく中で、三者がそれぞれの知見に基づいて知恵や意見を出し合うことが重要と考えており、早期に平城宮跡周辺の渋滞解消に寄与する成案が得られるように、県としても随時の協議の実施や、そのための論点の整理などについて全力で取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 この問題は、既に世界の文化遺産にも登録になっていることや報道各番組もこの件については、移設がいいのか、現状のまま平城宮跡を走ることが観光客の皆さん方には、今、整備が進んでいるので非常にいいという賛否両方の意見があり、それだけ注目度が非常に高くなってきていると思っています。そのような中で、こうして前に進むということは私どもにしましては、西大寺のあかすの踏切、平城宮跡内の踏切、市役所の東側の踏切を含めて、交通の安全や渋滞、救急車両等も含めてやはり取り組んでいかななくてはならない時期に来ていると思っています。知事も、朱雀大路駅、登大路駅と線路もないのに駅名を決めていただいたかのような報道もありました。それは前向きでいいと思うのですが、私も非常に関心も高く、いろいろな関係機関の方と話ができればということで、実は近鉄関係者の皆さん方とこの件について話し合いを私のサイドとして持たせていただきました。

そんな中、高いハードルがたくさんあるかのようにやはり心配をされていました。その中の1つは、費用の問題、これはもう想定できる範囲を超えるぐらいの費用がかかるのではないかと。そして費用分担の問題があります。それから工事をするということになれば、その間、現在の奈良線をどうするのか、やめてしまって工事だけをするのか、そういうわけにはいかないのです、そうなれば、どういうルートでどういう形で運行しながらの工事を進めていくのか、具体的に技術的に安全的に非常に心配をいたすものがありますという意見もありました。

そしてもう1点は、現在、例えば大和西大寺駅から近鉄奈良駅まで6分で行ける近鉄が、今度新しくできるルートになって、例えば10分、12分かかることになれば、鉄道運行者としては、やはりそれに対しては賛成をしにくい面があると、これは近鉄の総意と言っているのではなくて、関係している皆さん方との意見交換の中で出たところです。それだけハードルは高いと思うのですが、しかし、先ほど重要性を申し上げましたとおり、ぜひいい意味で協議を持っていただきながら、県、市、近鉄との共同テーブルが壊れないように、続いて協議が進むように強く要望をしておきたいと思っております。これは総括審査で知事にも申し上げたいと思っております。

2点目は、JRの問題です。

大変多くの皆さん方が奈良へお見えいただきまして、JRの仮称ですが、奈良南駅もつくっていく方向性で決められている中で、ご承知のとおり、JR関西線の中に今度新しく新加美駅から久宝寺の西側、大阪寄りですが、新加美駅からおおさか東線というJRの新線が今、放出まで運行されています。そんな中、2019年の春にいよいよ放出から新大阪までのルートが完成をして、これにより新加美駅から新大阪駅までがつながることになり、今までにはないルートができ上がってくるわけです。清水副委員長も王寺ですし、委員会等で、奈良市の人はいいですねと、駅はできる、公園は整備される、奈良へ、奈良へ、奈良へと、西和を忘れてもらったら困りますよと、先ほど山本委員がおっしゃったように、東部はどうなるの、南部はどうなるのと。こんな中で、以前知事も均衡ある郷土の発展ということを常に県政の中でおっしゃっておられ、それはまさしくそのとおりかと思う。そんな中で、このチャンスを逃してはならないと強く思うのですが、JRの東線の情報や戦略についてどのように把握され、どのように考えておられるのか、2点目としてお伺いします。

○折原県土マネジメント部次長（地域交通課長事務取扱） お答えします。

田尻委員がご指摘のとおり、おおさか東線が開通しますと、JR奈良駅から新大阪駅までというルートがつながることも見えてくるわけで、奈良にとって非常に大きな可能性があるルートだと考えています。これらについては、このルートをどう奈良に生かしていくかについては、まだ具体的な案があるわけではありませんが、今後そういったことを見据えてしっかり検討していきたいと考えています。以上です。

○田尻委員 では、これもJR関係者の皆さんの話ということで申し上げたいと思いますが、既にJRの会社の中では、時刻表を含めて検討に入っているかのように私は聞いています。そんな中で、何を申し上げたいかといいますと、県から強い意向を持ってJR西日本にお願いというか、要望として、奈良から直接新大阪へ、新大阪から直接奈良へ、新大阪まで行くには、天王寺へ行って大阪へ行ってとやはり時間的にかかりますので、違うルートの運行ができないかという強い思いを持っています。実は、JR西日本の会社の中核の方にも申し上げましたが、奈良から新大阪へというダイヤが組めたら、新しい奈良の開拓や、JRとして新規の客を迎えることができるという前向きな非公式のお話をいただいたところです。早い段階で時刻を組む、あるいは直接電車が走るときに、何本かは奈良から新大阪へ直通で行ける形で奈良へ行くだけでなくて迎え入れることを含めてぜひお願いをしたいと思います。

余談ですが、JR西日本の来島社長とお話したときに、私どももじくじたる思いがありますと。天皇陛下が奈良へお見えいただいたときに、京都駅でおりられて近鉄線にお乗りになりますと。私どもとしても、奈良にもJRが走っているのにと、このままJRで行ってほしいと、そんな気持ちがありながら京都駅でもお出迎えをして数分でお見送りをしていますと。そのような思いがありますという話を、直接来島社長から聞いた話ですから、これはうそではないです。そのような思いを含めて、やはりこれは新しい戦略の一つだと思っていますので、ぜひ折原県土マネジメント部次長も公共交通を中心とした政策に取り組んでいただきますので、その辺を含めてお願いしたいと思います。

3点目です。第二阪奈有料道路の高架からの入り口ということで、本会議を含めて何度か私も申し上げてきて、知事の答弁を含めて検討委員会をやるということで協議は進んでいると思いますが、その検討内容や方向性が見えてこないのです。この点について現在はどうのような状況なのか、お伺いします。

○松田道路建設課長 田尻委員から宝来ランプの検討状況についてご質問がありました。

宝来ランプについては、現在、大宮道路の高架部から直接第二阪奈有料道路に入れない

ということで不便な状況となっていますので、直接乗り入れられる検討を進めているところです。検討内容ですが、側道の三条通りから阪奈道路に向かう交通を盛り土と高架で持ち上げ、大宮道路の高架部から宝来ランプへ向かう交通と立体交差をさせる手法が一番合理的と考えています。

具体的には、ここで工事を行う場合、阪奈道路は、1日、約6万台の交通が通っていますので、既設の道路敷の非常に限られた空間で構造物をつくるため、施工期間の短縮や、構造物がコンパクトになるような施工方法、高度な技術力を要する発注の方法、工事期間中の交通流動を円滑に図るという交通切り回しの方法について具体的な調査、検討を進めてきているところです。

一方で、本年2月県議会の本会議において、知事から、第二阪奈有料道路について、大和北道路と一体的にNEXCO西日本へのネットワークに組み入れて、一元的にマネジメントしてもらいたいことが望ましいと答弁されました。このため第二阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管について、現在、大阪府や国等の関係機関と調整を図っているところです。これらの調整の進展状況も踏まえながら、宝来ランプの今後の進め方について検討したいと考えています。以上です。

○田尻委員 前向きに具体的に検討いただいていることは非常にありがたいと思っておりますが、やはりタイムスケジュール的なものを決めて進まない、どうしても県の場合は、いつまでにと、その辺が曖昧で、あまりにも遠過ぎるという思いがあります。具体的に今考えておられるスケジュール的なもの、いつから工事をしていつ開通をさせると、これはどう考えておられますか。

○松田道路建設課長 ただいまお答えしました第二阪奈有料道路のNEXCO西日本への移管の協議は、現在協議中で、そちらの協議状況も見据えてということですので、田尻委員からご質問いただきました具体的にいつから工事か、それをどう進めていくということは、現在答えは持ち合わせていません。以上です。

○田尻委員 やはり県が強いリーダーシップを持って、具体的に、例えば2020年に完成をさせる、開通をさせるという強い思いを決めて取り組んでいただかなかつたら、できるときにやりますとなって、だんだんだんだん薄まっていくように思います。やはり公共事業については、国土交通省もダムの問題をおっしゃいますが、計画を立てて完成を10年を限度としなかつたら、吉野にある川上ダムや大滝ダムではありませんが、着工して30年、50年たってくると、本当の意味をなすのかどうか、ダムが当時の災害や、農業用

水といったものがもう要らなくなってくるという問題があると思います。ぜひ、その点も含めて今答えていただくのは難しいと思いますが、やはり目標は設定して、そこに取り組んでいくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次にこの議会に予算計上をされていますが、生駒市西松ヶ丘における住宅地の中で、報道等も含めて、住宅地の斜面が崩れていくという問題がありました。議会の中でいろいろな議論があったり、メディアを通じての報道があつて、県もそれに対処しなくてはならないということで、補正予算を組んで行政代執行をしていただくことは賢明な判断だと思ひていますが、県が行政代執行したときに、この係る費用は責任者である違法に行爲をした業者に請求をされると思ひますが、間違いありませんか。

○加藤県土マネジメント部次長（兼砂防・災害対策課長事務取扱） お答へします。

行政代執行ですので、あくまでも違反した行爲者に対して最終的にはその額を求償することになり、田尻委員がお述べのとおりです。以上です。

○田尻委員 そこでお伺いをします。報道等も含めて、業者が破産をして行方不明と聞き及んでいます。相手がないという現実問題がありますが、この場合は誰にどういう形で行政代執行費を請求するのか、どう考えておられますか。

○加藤県土マネジメント部次長（砂防・災害対策課長事務取扱） 現在、新聞報道にもありましたけれども、県としても1月下旬に告発をしています。その後において、違法行爲者の代理人を通じて、今連絡がとれる状態です。基本的には行政代執行法上は全部の工事が終わってから、額が確定してからでないと求償できないということですので、本議会でご審議をいただいている補正予算を認めていただいて、工事が実施され、それが完了した後、全額が確定した後に求償を求める形になります。現在は一応連絡がとれる状況ですので、相手側にこちらが使った額についての求償を求めたいと考えています。以上です。

○田尻委員 代理人弁護士を通じて一応請求をするということですが、現実的には回収をしなくてはならないというか、支払っていただかなくてはならないわけですから、現実的にはこの点は今日の法律上かなり難しいと思ひます。しかし、これを許してしまうと、こういうことは県内ではたくさん起こり得る話だと思ひていますので、必ずきちんと県は回収をしましたという姿勢や、その態度は絶対に見せてほしいと思ひます。その点は、いろいろなことを想定しながら、県民の皆さん方の大事な税金ですのですから、責任者に強くその辺の取り立てというか、請求をお願ひしたいと思ひます。

最後の質問です。

9月9日に、奈良県議会の第1委員会室で、初めて関西広域連合議会の防災医療常任委員会が開会されました。荒井知事も関西広域連合委員会の広域防災副担当の委員として出席されました。また、近畿2府4県、徳島県、鳥取県の県議会議員の皆さん方もたくさんお見えいただいて、奈良に修学旅行以来に来たと、奈良っていいところだと皆さんに久々に言っていただいたことが非常にうれしかったものですから、県庁の屋上にご案内したら、奈良ってすごいねと、来たことがなかったけれど、いいところだ、車で来たけれど30～40分で来られた、来たらよかったと、このようなお話をいただいて、半分お褒めをいただいたのか、ショックだったのかわかりませんが、そういうことも含めて非常に奈良のPRをしていかななくてはならないと思うのです。反面、防災医療常任委員会で私が取り上げましたのは、南海トラフ、首都直下型地震を含めていろいろな災害は想定されていますが、ご承知のとおり、8月14日に山添村に、まさかと思いましたが、プライベートジェットが墜落しました。山添村は、すごく穏やかで、ある意味では交通のアクセスもいいですし、私もその近くまで行きましたが、県庁から車で40分あれば墜落場所へ行けるほど近い場所です。西名阪の皆さん方がゴルフをされるところからわずか10分、15分で行ける場所ですので、非常に危険を覚えています。

私の友人から聞いた話ですが、8月14日に名阪国道沿いのゴルフ場で、お盆休みにゴルフをしていたときに、まさしく墜落する飛行機を見た。どんな状況だったかという、真っ赤に燃えながら墜落をしていた。まさかプライベートジェットとは思わなかった。北朝鮮からミサイルが飛んできたと思って、一斉にキャディーを含めて、ミサイルが飛んできたけれどどうしたらいいかと、伏せましょうという形で伏せたと。それから、携帯電話で110番をして、一斉に北朝鮮のミサイルが飛んできたと言って、大爆音と振動があった。結果、プライベートジェットだったのですが、空の安全性が大変危ないと思っています。特に奈良の場合もご承知のとおり、皆さんの熱い思いでドクターヘリが運航することになり、県の防災ヘリ「やまと」、県警ヘリ「あすか」、そしてドクターヘリと。ドクターヘリも3月21日の運航から今日まで、既に187回もフライトしているという事実があります。空が渋滞をする可能性があると思います。

心配するのは、八尾空港からプライベートジェットが出ます。それで関西広域連合の中で、関西広域連合として関西国際空港や神戸空港を含めて空の安全性の確保のために空に対しての脅威や、安全対策はどうしているのかをお尋ねしましたが、申しわけありませんが、関西広域連合としては、まだそこまで検討はしていませんと、今ご指摘をいただいて、

これから検討しなくてはならないという話でしたので、早急にしていかなくてはならないと思っています。その中で、J-A L E R Tを含めて空の安全性は絶対に大事なことで、奈良県として、空の安全性の確保や空に対してこれからいろいろな意味での安全性の確保についてどのようなお考えなのかお伺いします。

○中危機管理監 非常に幅の広い質問でして、空の安全性というのは、例えば先ほど例に挙げられたミサイルの非常に危機状況というのはありますし、通常の航空の行政ということになれば、我々としても、基本的に住民の方に被害がもしあったとしてもどのように最小限に食いとめる、また、事前に予防するというか、周知を図る方法というのは、いろいろな取り組みは今非常に課題であると認識をしています。先ほどの関西広域連合議会の防災医療常任委員会が奈良で開かれたことを例に挙げられたときも、関西としても、空の安全は航空行政もあれば、危機管理行政もあるという状況にもありますので、1県だけの問題ではなくて、広域的に考えていくべき問題でもあるということを我々としては認識していますので、関西広域連合の構成県である奈良県としてもしっかりと奈良の実情などを伝えて、関西の中でも空の安全が担保できる、確実に守られるというところについてしっかりと今後も議論をしたいと思っています。以上です。

○田尻委員 関西広域連合の委員会で、荒井知事は委員ですし、村井副知事は副委員として代理出席をされる機会も非常に多いと思いますので、空の安全性については、委員会としても取り上げていただき、早急にいろいろな議論をしていただきたいと思います。八尾空港の離発着のスケジュールや、普通の飛行機ならフライトが何分と何分ということぐらい関西広域連合として知り得ているのか、情報として入っているか、そういうものを持ち合わせているかといいますと、全くありません。だから中危機管理監に申し上げたのは、八尾空港では本日こういうフライトがありますよと、だから奈良の上空をこういうプライベートジェットが飛ぶということも情報として知り得ていれば、どういう形の対応ができるか、そういうマークをすることも可能かと思しますので、一つの選択肢としてぜひ早急に前向きに考えていただきたいと思っています。

最後ですが、山田県土マネジメント部長の体調が非常にお悪いようで、きょう欠席です。体調が悪ければ、これは仕方のないことですが、きのう建設委員会があり、体調が悪くて欠席をされました。そうですか、お大事にしてくださいと。きょう予算審査特別委員会で、きのう質問しなかった分、聞こうと思ったら、きょうもお休みに失礼させていただきます。体調が悪くて出席できない、これは当然ある話ですから、体を治していただくことが

一番だと思うのですが、きょうの欠席については、診断書か何か公的なあかしとして捉えられてきょうの欠席ということがあり得たのでしょうか、その辺はどうでしょう。

○小泉委員長 そういうことはなかったです。

○梅野県土マネジメント部次長（企画管理室長事務取扱） きょう休ませていただいて、きょうも休ませていただきまして、誠に申しわけありません。山田県土マネジメント部長は先週来38度の熱の中、本会議等はお出で済み、今回の建設委員会ももちろん出席する予定でいたのですが、ドクターストップの形になってしまいました。それが確定したのがきょうの午前中でしたので、急遽休ませていただきまして、もちろんきょうも休んでいますので、結果どういう状況だったのか、診断書等出すように伝えていきますので、おくれればせになりますけれども、出てくるときに書類等も出したいと思っておりますので、その点ご了解いただきたいと思います。以上です。

○田尻委員 よろしく。これは議会の委員会の運営上の問題がありますので、私が診断書を出してくださいと言ったから出していただくという理解ではなくて、いろいろと規定があると思うので、そこに従っていただけたらいいと思います。今、体の調子が悪い、病院へ行っているのに欠席するとは聞いていましたけれど、30何度の熱があつてというのは今初めて聞いた話ですので、何かあつたのかと、あるいは奈良県議会で胃の調子が悪くなったのかなど、建設委員会や予算審査特別委員会でまた胃が悪くなったら困ると非常に心配をいたしましたし、この前着任をされたばかりですし、特に国土交通省で奈良国道事務所の所長をされていた経験は、聞きたいことがたくさんありましたし、皆さん方もあつたと思うのです。ある意味では、奈良の道をよく知っておられた方が県に来ていただき、国と県とのあり方は非常に議論を呼ぶと楽しみにしていたのです。

なぜ申し上げたかは、総括審査がありますので、そのときに決して無理して出てきてくださいという意味ではなくて、出席できないという状況であれば早目に委員の皆さんに申しわけありませんと、建設委員会は欠席しました、予算審査特別委員会の初日も欠席しました、総括審査も欠席になりましたので、ならばどうしますかということも含めて対処をしていただきたいという希望というか、要望を申し上げて終わります。

○小泉委員長 お諮りいたします。今12時17～18分なのですけれども、あと1人だけ質問者がおられまして、それをやったほうがいいのではないかと思いますので……。

（「それは簡潔に短く」と呼ぶ者あり）

清水副委員長に短時間でよろしくお願いします。

○清水副委員長 要望ですので、簡潔に質問します。

代表質問で流域下水道の維持管理負担金の問題を知事に問わせていただきました。そして昨日も建設委員会で維持管理負担金のあり方について議論させていただいた次第です。維持管理負担金の現状が、改正が行われる2年に1回だけ議案として上がっております。ところが、建設負担金については、地方財政法第27条の規定によって毎年議決案件に上がっています。その不思議についてきのうも議論をさせていただいて、特に維持管理負担金については、根拠のみを示されて、文章を読みますと、下水道法第32条の2第2項があります。

この文面は、地方財政法第27条第2項とほぼ同じ文面ですが、前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額はと、「金額は」という規定があります。当該市町村の意見を聞いた上、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならないと決まっております。現状では2年に1回であって、きのうも申し上げましたが、地方自治法第96条第4項があり、負担金、分担金の議決を必ずしないといけないという条項にも当たっているので、何らかの決まり事があるのであれば、教えてくださいと申し上げました。内容が判明したのであれば、今お答えいただきたいと思います。

○小西下水道課長 流域下水道の維持管理負担金についてのお尋ねです。

昨日もありましたけれども、流域下水道の維持管理負担金の議案書については、負担金単価だけではなく、負担金額についても記載をしています。数字による金額ではありませんが、一般排水や中間排水など、それぞれの水量にそれぞれの負担金単価を乗じて得た額の合計額に消費税額を加算した額を市町村の負担金額とする旨を明記しています。市町村に負担を求める額については、次年度以降の実績による汚水量に単価を乗じた額となることから、このような記載となっています。清水副委員長がお述べのように、数字による金額を記載すべきではないかということですが、それをこのように記載にしてもいいという規定は現時点では確認はできておりませんので、県としては、決してこの記載の仕方が必ずしも間違っているとは考えていません。

また、毎年ではないではないかということですが、将来の汚水量については、汚水量の将来予測を行うことが適切ですので、毎年ではなく、2年に1回の単価改定、見直しという形で運用しています。以上です。

○清水副委員長 当初予算の予算説明書332ページに記載されておりますが、流域下水道維持管理負担金が69億3,600万円余、流域下水道建設負担金は7億5,100万

円余という記載があります。ですので、金額記載ができないはずがないのです。予算金額が計上されていて予算として計上されているのに、議決の対象にしていけないことがおかしいのではないですかということをお願いしていますので、今、小西下水道課長から答弁いただきましたけれど、改めてこのことについては知事に聞きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、小泉委員長の地元の大和郡山市に民俗博物館を抱えた都市公園があり、そこに4ヘクタールの未利用地があるという指摘を、昨年させていただきました。民俗博物館の活用については、いろいろご検討いただいて、現在、観光行政も含めて毎月毎月いろいろなイベントをしていただいて古民家の活用をしていただいていることは承知をしています。ただ、事業用地を取得して、使わないまま長年ほっておくことは許されないわけで、4ヘクタールの大きさがありますので、何とか利用の方法を、昨年の答弁では研究しますということでしたので、何らかの方向性があるのであれば、報告をいただきたいと思います。

○鳥居公園緑地課長 大和民俗公園の未利用地についてご質問をいただきました。

大和民俗公園については、これまで都市公園のあり方検討調査を行うなど、よりよい公園にするための検討を進めてきました。しかしながら、現状では、県営の都市公園にふさわしい特徴を備え、にぎわいのある場所とするための成案に得るには至っていません。園内にある民俗博物館や古民家のあり方についても、現在、地域振興部において検討が進められており、まちづくり推進局としても、ともに力を合わせて引き続き検討をしているところです。

また、去る6月、少子高齢化など社会情勢の変化や公園施設の老朽化などに対応し、民間との連携を図りつつ、都市公園を柔軟に使いこなすことによってその活性化を図るという観点から、都市公園法が改正がされたところです。このような状況を踏まえ、現在の公園の立地環境のよさも生かしつつ、民間活力の導入も視野に入れながら新たな魅力を発信する県営都市公園となるよう検討を急ぎたいと考えています。清水副委員長からご指摘の土地が、長期にわたって未利用となっていることについては我々も認識しており、未利用地の利用方針についても急ぎ確定しないといけないと考えています。いずれにしても、そのような状況ですので、迅速に引き続き取り組んでまいりたいと考えています。以上です。

○清水副委員長 園内へ行かれた方は、園内の状況はよくご存じだと思います。だんだん遠足で訪れる子どもたちの数が減ってきているという報告もありました。ですので、これは教育委員会にもご協力をいただかないといけない、いろいろな情報を発信することが非

常に大事だと思います。それとは別に、事業用地として取得したのですから、初めに使用方の絵があったわけです。絵があった上で事業用地を購入しているわけですから、それを使わないということは絶対ないと思います。今回の法改正もあり、ぜひとも早く議論を終結していただいて、見える形にさせていただきたいと思いますので、この件について要望しておきます。以上で質問を終わります。

○小泉委員長 これをもって歳入、総務部、県土マネジメント部、まちづくり推進局の審査を終わります。

午後1時30分から、健康福祉部、こども・女性局、医療政策部の審査を行いますので、よろしくをお願いします。

しばらく休憩します。